

# 広報やまだ

お知らせ版

2017. 9.15 No.1129

山田町役場 TEL82-3111 町のホームページアドレス <http://www.town.yamada.iwate.jp/>



素晴らしい芸術活動の数々をご覧ください

ことしのテーマは『奏』  
かなでる

## 町民芸術祭が開幕

町民の優れた芸術作品や文化活動を発表する町民芸術祭が、10月9日から始まります。9日に行われる「音楽の集い」第1章では、復興支援として大阪交響楽団による金管五重奏の演奏があります。皆さんのご来場をお待ちしています。

▽入場券取り扱い所 町中央公民館、町中央コミュニティセンター、役場各支所

◆問い合わせ 町生涯学習課文化係（☎82-3111内線630）へどうぞ。

### ◆開催日程

| 日 時                                         | 場 所                                | 内 容                                       | 入場料                 |
|---------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------|
| 10月9日(月・祝) 午後1時半                            | 町中央公民館 大ホール                        | 開幕式、音楽の集い～第1章～(町内の団体によるピアノ演奏など)           | 無料                  |
| 10月15日(日) 午後1時半                             | 町中央公民館 大ホール                        | 民謡と踊りの集い(町内の団体による民謡や舞踊など)                 | 前売り券300円<br>当日券500円 |
| 11月3日(金・祝)～5日(日)<br>午前9時～午後4時<br>※5日は午後3時まで | 町中央公民館<br>町中央コミュニティセンター<br>町保健センター | アートフェスティバル(町民の芸術作品展示、小中学生絵画・書道コンクールの作品展示) | 無料                  |
| 11月4日(土)<br>午前10時～午後3時                      | 町中央コミュニティセンター<br>和室                | 茶道裏千家木下社中によるお茶会                           | お茶券300円             |
| 11月12日(日) 午後1時半                             | 町中央公民館 大ホール                        | 音楽の集い～第2章～(町内の団体による合唱と吹奏楽の演奏など)           | 前売り券300円<br>当日券500円 |

## 都市計画変更の説明会実施

町では、山田都市計画の変更に関する住民説明会と計画案の縦覧を行います。

### ◎住民説明会

▽日時 9月21日(木)

午後6時半～8時

▽場所 町中央コミュニティセンター2階集会室

▽内容 ▼山田第1団地などの用途地域を無指定から第一種

住居地域へ変更することについて ▼山田第3団地などの用途地域を無指定または第一種

低層住居専用地域から、第一種住居地域へ変更することに

ついて ▼津波復興拠点整備事業の公共防災エリアで、中心

市街地から移転する住宅施設規模が確定したことに伴う住宅施設の減少で、施行区域を変更することについてーなど

### ◎都市計画案縦覧

▽期間 9月21日(木)～10月5日(木)

※土、日曜日を除く。

▽時間 午前9時～午後5時

▽場所 役場2階建設課都市計画係

※計画に対する意見がある利害関係者は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

### ◆問い合わせ

町建設課都市計画係（☎82-3111内線234）へどうぞ。

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金の請求を

戦没者等の第十回特別弔慰金の請求期限は来年4月2日です。請求期限を過ぎると弔慰金を受けられませんので、対象となる方はお早めにご請求ください。

▷支給対象者 平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合、次の順番で順位が先になるご遺族お一人 ▶(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方 ▶(2)戦没者等の子 ▶(3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 ▶(4)上記(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方

▷支給内容 ▶国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 ▶額面 25万円(5年償還)

◆請求先・問い合わせ 町長寿福祉課地域福祉係（☎82-3111内線149）へどうぞ。